

[事案 2022-85] 満期保険金支払請求

・令和4年12月20日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不足等を理由に、満期保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成21年8月に契約した組立型保険について、以下等の理由により、満期保険金を支払ってほしい。

- (1)募集人は、満期を迎えた養老保険について、「特に100万円の使い道がないようでしたら、このまま貯金のつもりでいかがですか」、「同じ内容で10年の保険に継続して加入しませんか」などと勧誘し、本契約は、養老保険と同じ内容で、10年後の満期時に100万円が支払われると説明した。
- (2)130万円の保険料を支払って、満期保険金が50万円だと分かっていたら、絶対に加入しなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、1回目の訪問時に養老保険満期後の提案として、申立人に3つのプランを提案しており、「同じ内容で10年の保険に継続して加入しませんか」と説明をしたことはない。
- (2)申立人は入院・手術歴があったが、特別条件で審査が通ったことから、募集人は2回目の訪問の際、申立人の意向を確認し、組立型保険を新しく契約するプランを提案した。その際、募集人は特定疾病保険を増額、介護保険を減額、満期保険金50万円とした内容で提案した。
- (3)申立人は、検討したうえで、後日、養老保険には付加されていない特定疾病保険の保険金額を変更し、特別条件を承諾した上で申込みをしていることから、本契約は養老保険と保障内容が異なり、保障が手厚くなったことで保険料が増え、満期保険金が減ったことを理解していたと思われる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。